



7月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01 子育て世帯に生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面する次のいずれかにあてはまる子育て世帯に、**対象児童1人につき5万円**の給付金を支給します。

対象となる世帯

①ひとり親世帯

- 公的年金を受給しているため令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人(要申請)
- 令和5年1月1日以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(要申請)

②ひとり親世帯以外

- 対象児童の養育者で、令和5年1月1日以降の家計が急変し、収入が令和5年度の住民税均等割額が非課税である人と同じ水準になっている人(要申請)

【対象児童】

平成17年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童
 ※一定以上の障害がある児童は平成15年4月2日生まれまで対象。
 ※②は令和5年3月1日～令和6年2月29日に生まれた児童も対象。

☑ 令和6年2月29日(木)までに子育て支援課(☎ 0848-67-6045)または各支所の地域振興課へ



←市HP



02 住民税非課税世帯などが対象 物価高騰対策として生活支援給付金を支給します

市は、物価高騰への対策として、住民税非課税世帯などに対して、**1世帯3万円**の給付金を支給します。

対象世帯	支給要件	手続方法	提出期限
①住民税非課税世帯 (国基準)	令和5年6月1日時点で世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯	対象と見込まれる世帯には、7月に市から確認書または申請書を送付します。内容を確認し、同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。	令和5年9月29日(金)(必着)まで
②家計急変世帯 (市独自)	①に該当しない世帯で、予想せず令和5年1月～8月の収入が減少し、①と同水準であると認められる世帯	申請書(提出先、各支所、市HPなどに用意)と必要書類を持参または郵送で社会福祉課(〒723-8601港町三丁目5番1号)へ ※詳しくは給付金コールセンターへ問い合わせてください。	令和5年10月31日(火)(必着)まで

※世帯の全員が住民税均等割の課税がある人に扶養されている場合は対象外です。

※配偶者などからの暴力(DV)を理由に、住民票を移さず市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(☎ 0848-67-6058)へ問い合わせてください。

※住民税均等割のみの課税世帯(1世帯あたり2万5千円)への給付金は、対象と見込まれる世帯へ9月中に市から書類を送付予定です。詳細が決まり次第、広報誌または市HPでお知らせします。

☎ 給付金コールセンター(☎ 0848-67-6250※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。)



←市HP

04

省エネ家電への 買い替えを支援します

省エネ家電の買い替えに対する補助金を交付します。

市HP



対象者	次の①～③の全てに該当する人 ①申請者が住む市内の住宅に設置している対象品目を、市内店舗で省エネ基準を達成した新品のものに買い替え、設置した ②申請日時点において市に住民票が有る ③市税の滞納がない	
対象品目	エアコン	冷蔵庫
対象商品の省エネ基準と達成率	 	 ※冷凍機能のみのものは対象外。
	※目標年度と省エネ基準達成率をよく確認してください。	
補助率及び補助上限額	購入費用の4分の1(1品目につき上限5万円) ※1世帯当たり1品目につき、1回限り。	
対象経費	本体費用、工事費、部品と付帯設備費、運搬料 ※消費税やリサイクル費用、値引き額は対象外。	
実施期間	【購入・設置期間】7月20日(木)～9月30日(土) 【申請期限】10月31日(火) ※予算上限に達した時点で終了します。事前に市HPなどで終了日と申請期限をお知らせします。	
申請方法	対象家電を設置後に電子申請から、または郵送か持参で申請書(提出先、各支所、販売店に用意)を生活環境課(〒723-8601港町三丁目5番1号)へ ※電子申請は市HPからもアクセスできます。	

生活環境課 TEL 0848-67-6162

03

自転車用 ヘルメットの 購入費用の 一部を 補助します

自転車運転時のヘルメットの利用促進を図るため、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

【補助額】購入金額の2分の1(上限2,000円)

※市税を滞納していない市内在住の人※1人につき1回限り。

【対象のヘルメット】

- SGマークなどの安全基準に適合したもの
- 7月1日以降に市内販売店またはインターネットで購入した新品のもの

領収書、認証マーク、通帳の写しなど
令和6年3月22日(金)までに電子申請から、または郵送か持参で必要書類を生活環境課(〒723-8601港町三丁目5番1号)へ

※申込期限内でも予算の上限に達した時点で終了します。申請方法など詳しくは、市HPで確認してください。

生活環境課
TEL 0848-67-6178



市HP

05

学校と地域がパートナーに 「コミュニティ・スクール」制度を導入します

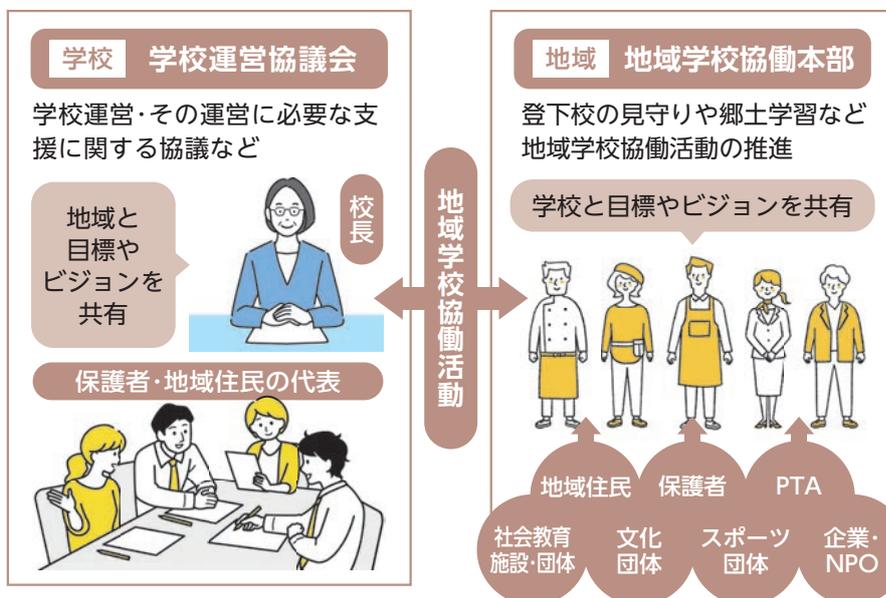
令和6年度から一部の小・中学校で「コミュニティ・スクール」制度を導入します。市の「コミュニティ・スクール」は、学校・保護者・地域住民の代表がともに学校運営について話し合う「学校運営協議会」と、登下校の見守りや郷土学習といった、地域住民や企業・団体などで組織される「地域学校協働本部」によるさまざまな活動を一体的に推進するものです。

今後、市内全ての小・中学校に「コミュニティ・スクール」制度を導入し、学校を中心に地域が連携を深め、協力しながら、子どもたちの健やかな成長を支えていくことをめざします。

生涯学習課
TEL 0848-67-6147



市HP



新しい保険証 (兼高齢受給者証)が 届きます

7月31日(月)までに、新しい保険証(オレンジ色)が普通郵便で届きます。8月1日(火)から使用してください。70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が一体となった保険証兼高齢受給者証が届きます。

認定証の申請・更新

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(月)までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所で手続きしてください。

用 保険証・マイナンバーが確認できる物

※限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が「区分Ⅱ」「オ」の人で、認定後の1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書・入院証明書など)を持参してください。

※その他の制度など詳しくは市**用**で確認してください。



↑市**用**

令和5年度の国保税率・課税限度額

令和5年度の国保税率と課税限度額は表1のとおりです。県が示す標準保険税率を参考に、毎年見直しを行います。

表1 令和5年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 40歳～64歳の人
①所得割[前年中の所得に応じて計算]	6.50%	2.31%	1.81%
②均等割額[加入者1人あたり]	26,580円	9,270円	9,280円
③平等割額[1世帯あたり]	17,972円	6,459円	4,544円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

※①～③の合計額が、年間の国保税額となります。

※課税限度額とは税額の上限のことです。

●世帯主に納税通知書が 届きます

7月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。第1期の納期限は7月31日(月)です。

納付は口座振替で

市では国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内の金融機関で手続きしてください。

用 通帳、金融機関届出印、納税通知書

※口座振替をする税目の指定はできません。

※新たに口座振替を登録した人を対象に、広島県産品などが当たるキャンペーンを実施しています。詳しくは市**用**で確認してください。



↑市**用**

国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

用 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

申 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知・保険証・対象者のマイナンバーが確認できる物を持って市民税課(TEL 0848-67-6030)へ

国保税の減免制度

次の人は、国保税が減免されることがあります。

用 疾病や事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人

※詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳～74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

納付が困難なときは相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞りなく税制収納課(TEL 0848-67-6035)へ相談してください。



07 後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

新しい保険証が届きます

7月下旬に新しい保険証(紫色)が広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で届きます。8月1日(火)から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年7月31日
交付年月日	令和●●年●●月●●日
被保険者番号	●●●●●●●●
住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名	広城 昇 男
生年月日	昭和●●年●●月●●日
資格取得年月日	令和●●年●●月●●日
発効期日	令和●●年●●月●●日
一部負担金の割合	●割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3934XXXX 広島県後期高齢者医療広域連合 印

↑後期高齢者医療被保険者証



↑この封筒が届きます

認定証の申請・更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示すると、窓口での負担が限度額までになります。

【申請方法】保険証と本人確認書類を持って保険医療課または各支所へ

※詳しくは保険証と一緒に送付するお知らせで確認してください。

※過去に申請をしていて8月からも対象となる人には認定証を保険証に同封して送付します。



令和5年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は66万円です。

表1 令和5年度の年間保険料の算出方法

均等割額 45,840円	+	所得割額 (所得割率(8.67%)×基礎控除後の総所得金額など)	=	年間保険料 (限度額66万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	--------------------

表2 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下	7割軽減	13,752円/年
43万円+(29万円×世帯内の被保険者数)以下の場合	5割軽減	22,920円/年
43万円+(53万5千円×世帯内の被保険者数)以下の場合	2割軽減	36,672円/年

※1 世帯に年金所得者などが2人以上いる場合は、「10万円×(年金所得者などの人数-1)」を加算した額が上限となります。

※2 健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし、表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

●保険料の納付

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は、納付書か口座振替での納付になります。年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

納付が困難な人へ

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

国民健康保険について:保険医療課(☎ 0848-67-6050)
後期高齢者医療について:保険医療課(☎ 0848-67-6056)
保険料(料)について:市民税課(☎ 0848-67-6030)

納付について:税制収納課(☎ 0848-67-6035)
口座振替について:税制収納課(☎ 0848-67-6034)

予算の状況

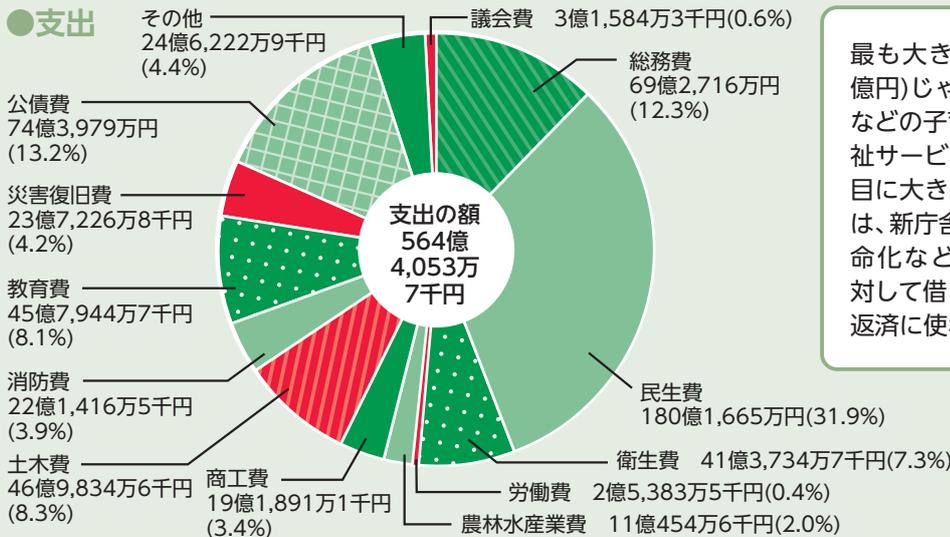
令和4年度当初の一般会計予算額は483億6,300万円でしたが、新型コロナウイルス感染症の対策などによる補正予算の増額や令和3年度からの繰越額によって、3月末時点の予算額は564億4,053万7千円になりました。

●収入

主な市税収入は、市民税(約52.1億円)、固定資産税(約68.9億円)、都市計画税(約7.6億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
564億4,053万7千円	138億3,373万2千円	24.5%

●支出



最も大きな支出は、民生費(約180.1億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスなどに使われているぞ。2番目に大きな支出の公債費(約74.4億円)は、新庁舎、新斎場、道路整備、学校長寿命化などの建設事業に対して借り入れたお金の返済に使われているぞ。



市債(借入金)と基金(預貯金)の状況

市債のうち、臨時財政対策債(約170億円)は返済額の100%を国が負担します。

また、全体として返済額(約588億円)の約7割(約411億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
588億4,191万6千円	148億8,544万円

1世帯当たりに換算すると・・・

市債現在高は 136万2,175円	基金現在高は 34万4,594円
----------------------	---------------------

※令和5年3月末現在の市の世帯数43,197世帯から算出しています。

詳しい財政状況は、市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。
次回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。

市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財産	現在高	
土地(地積)	8,388,915.82㎡	
建物(延床面積)	468,021.07㎡	
基金	一般会計	148億8,544万円
	特別会計	20億4,189万9千円
有価証券	31億985万円	
出資金	1億6,059万2千円	
貸付金	2,326万7千円	

水道事業の経営状況

令和4年度の経営状況は、収益29億7,560万2千円、費用26億9,035万5千円で差し引き2億8,524万7千円の利益が出ました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。

下水道事業の経営状況

令和4年度の経営状況は、収益32億6,528万7千円、費用30億839万5千円で差し引き2億5,689万2千円の利益が出ました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。

09 | やっさに挑戦しよう!

やっさ踊り教室

時 7月6日(木)～8月3日(木)の毎週木曜日

- ① 18時～19時(初心者・子ども向け)
- ② 19時～20時(中級者以上向け)

所 中央公民館

内 踊りや、はやし言葉の練習など

【講師】三原やっさ踊り振興協議会

※申し込み不要。



やっさ^{じかた}地方教室

時 7月6日(木)～8月3日(木)の毎週木曜日
※いずれも18時30分～20時30分。

所 中央公民館

内 唄、三味線、太鼓、笛、かねの練習

※申し込み不要。



↑市HP

問 観光課(TEL 0848-67-6014 FAX 0848-64-4103)

第4回「三原やっさ節」唄全国大会

時 8月6日(日)13時から

所 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

内 一般の部・中学生の部・小学生の部

¥3,000円(小・中学生は無料)

甲 7月20日(木)までに「三原やっさ節」唄全国大会実行委員会事務局(TEL 090-2802-3240 FAX 0848-64-9482)へ



生涯学習出前講座 1日で踊れるやっさ踊り教室

内 派遣された指導員が、やっさ踊りを教えます。
※講師の派遣は1回1時間程度、1団体2回まで。

対 10人以上の団体※要申し込み。

甲 希望日の2週間前までに観光課(TEL 0848-67-6014 FAX 0848-64-4103)へ

くらしの無料相談窓口

相談の種類	とき	ところ	申し込み・問い合わせ先
心配ごと相談	毎週金曜日	13時～16時	サン・シープラザ4階
	13日(木)・27日(木)		本郷保健福祉センター
	5日(水)・19日(水)、8月2日(水)	9時～12時	久井保健福祉センター
	7日(金)、8月4日(金)		大和保健福祉センター
	21日(金)		大和人権文化センター
児童虐待通告窓口	毎日	24時間	【電話相談】こども安心課 TEL 0848-67-6088
弁護士法律相談 ※要予約。	21日(金) ※受け付けは5日(水)8時30分から。	13時～16時	中央公民館 生活環境課 TEL 0848-67-6179
消費生活相談	17日を除く毎週月～金曜日	9時～12時、 13時～16時	市役所本庁3階 ※電話相談も可。 消費生活センター TEL 0848-67-6410
消費生活巡回相談 ※要予約。	14日(金)・21日(金)・28日(金)	14時～16時	本郷・久井・大和支所
障害者なんでも相談 ※要予約。	24日(月)	14時～16時	本郷保健福祉センター
	26日(水)	10時～12時	久井保健福祉センター
	7日(金)、8月4日(金)		大和保健福祉センター
自立サポート相談	17日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階 自立相談支援センターみはら TEL 0848-67-4568
家庭児童相談	17日を除く毎週月～金曜日	9時～17時	市役所本庁2階 家庭児童相談 TEL 0848-61-0121
不登校等に関する 悩み相談	17日を除く毎週月～金曜日	9時～16時30分	リージョンプラザ2階 ※電話相談も可。 三原ふれあい相談室 TEL 0848-64-7201
学校生活の悩み・ 体罰などの相談	17日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	【電話相談】三原子どもサポートダイヤル TEL 0848-67-6173 ※時間外は留守番電話で対応。
人権相談	13日(木)	13時～16時	サン・シープラザ4階 人権推進課 TEL 0848-67-6044
	17日を除く毎週月～金曜日	10時～16時	市役所本庁3階 人権文化センター TEL 0848-66-1111
			本郷人権文化センター TEL 0848-86-3333 大和人権文化センター TEL 0847-33-1308
8時30分～17時15分	【電話相談】法務局常設電話相談所 TEL 0570-003-110		
女性相談 (DVや家庭不和など)	17日を除く毎週月～金曜日	9時30分～16時	市役所本庁2階 ※電話相談も可。 女性相談室 TEL 0848-61-0122
行政相談	10日(月)	13時～16時	サン・シープラザ4階 社会福祉協議会 TEL 0848-63-0570
不動産相談	7日(金)・21日(金)、8月4日(金)	10時～15時	
戦没者遺族相談	6日(木)・20日(木)、8月3日(木)	13時～16時	